

国民年金

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入やその他の所得額の合計が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に給付金を上乗せして支給するものです。

●対象となる方

老齢基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・65歳以上であること
- ・世帯全員の町民税が非課税であること
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・前年の所得額が約472万円以下であること

●請求手続き（現在、年金生活者支援給付金を受給している方は手続き不要です）

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りになる方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを8月下旬頃に発送しましたので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、切手を貼って返送してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了した場合、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②これから年金を受給される方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または住民課で手続きをしてください。

☎給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）
岐阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115

教育委員会だより スポーツを通して

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

6月20日、温かい拍手の応援を受けて、笠松みなと公園内を一生懸命走る小学生の姿が見られました。これは、「第12回ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会」に出場する選手の選抜のための「第9回羽島郡小学生選考会」での1コマです。郡内の6小学校の代表が集まり、男女それぞれ上位2人の郡代表をかけて競い合いました。

他の小学校の代表選手と競い合うため、事前にコースの下見をし、当日も朝早くからウォーミングアップして臨む児童がいました。代表となった児童は、努力の成果が実り喜びも大きかったです。また、おしくも選ばれずに悔しい思いをする児童の中にも、選抜された選手に全員が温かい拍手を送ったり、閉会式後すぐに自分のタイムを尋ね、代表に選ばれた児童とのタイム差を計算し、来年に向け準備をしようとする素敵な姿が多く見られました。

大会を通して、目標を達成させるために事前から熱心に取り組むこと、ともに競い合った仲間の頑張りを認めること、悔しさをばねに自分を向上させようとするなど、児童たちの心の成長を感じることができた1日でした。

新型コロナウイルス感染症により、生活様式が変わり、様々な行動について見直されています。スポーツについても同じです。この選考会の児童たちが教えてくれたように、スポーツを通して得られるものも多くあります。今後も、感染症対策には十分留意し、子ども達の成長や、住民の皆さんの健康を願って活動を進めていきます。※「第12回ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会」は開催延期になりました。

